

マイナポイント事業が9月末まで延長されます！

～マイナンバーカードの申請はお早めに！～

マイナポイント事業が、令和3年9月末まで延長されます。

マイナポイントの付与は、令和3年3月末までにマイナンバーカードの交付申請をした方が対象となります。ぜひこの機会にマイナンバーカードを申請していただき、マイナポイント事業をご利用ください。

マイナンバーカードとは、プラスチック製のICチップ付きカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が掲載され、裏面にマイナンバーが記載されています。

勤務先や各種申請等のさまざまな場面で、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、コンビニ等で住民票、印鑑証明書（印鑑登録をされている方）、税証明（所得証明書、所得課税証明書）の取得や、e-Taxなどの電子申請が可能となります。



※カード申請時または受取り時に「電子証明書」の搭載が必要です。

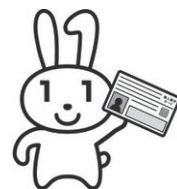
マイナポイントとは？

国が実施するマイナンバーカードを活用した消費活性化策として、マイナンバーカードを取得しマイナポイントの申込みをした方を対象に、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物をする、利用金額の25%分のマイナポイント（1人当たり上限5,000円分）がその決済サービスのポイントや残高として付与されるしくみです。

マイナポイントはこうしたらもらえるの？

マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードが必要です。

- ①マイナンバーカードの交付申請をする。（申請から取得にはおおむね2カ月かかります）
※マイナンバーカードを取得していない方（75歳以上の方および乳児等を除く）に対し、国から、カードの申請に必要なマイナンバーカード交付申請書（QRコード付き）が、令和2年12月～令和3年3月にかけて順次発送されています。
- ②市役所から交付準備ができた旨の案内文書（交付通知書）が届いたら、必要書類をお持ちのうえ、記載された受取場所でカードを受取ってください。（原則、受取りは本人）
- ③9月末までにマイナポイントの申込みおよびキャッシュレス決済サービスを利用（チャージまたは買い物）することでマイナポイントを取得できます。



ポイント付与の時期や利用条件などについては、申込みいただいた決済サービスへ直接問い合わせください。

※マイナンバー総合フリーダイヤル、市役所市民課では回答できません。

【問い合わせ先】

- マイナポイント事業に関すること・マイナンバーに関すること
総務省 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
※最新の情報は、マイナポイント事業（総務省）のページでご確認ください
- マイナンバーカードの交付申請に関すること
市市民課 ☎31-0221、☎31-0224

マイナポイント

